# サプリ村野NPOセンター

## 一時利用室の利用について



令和８年 11 月改訂

枚方市役所　市民活動課

## はじめに

サプリ村野ＮＰＯセンターは、より多くの市民やＮＰＯ、市民団体などが活動できる場所として設置されました。会議やサークル活動、交流の場として、ご利用ください。

■施設開館時間　午前９時～午後９時
■休館日　　毎月第４火曜日および年末年始（第４火曜日が祝日の場合は開館します）

## １．部屋の概要について

| 施設名 | 広さ | 定員 | 部屋番号 | 留意事項 |
|---|---|---|---|---|
| **一時利用室（大）４室** | 65.6㎡ | 30人 | 104/201/202/203 | ・机と椅子を用意しています。移動した場合は、必ず元の位置に戻してください（202/203は未配列）。<br>・附属設備として、プロジェクターとスクリーンを貸出（有料）します。<br>・室内で飲食をされる場合は、衛生面（清掃等）に配慮し、ごみは必ずお持ち帰りください。<br>・ポスター・チラシの掲示、物品の販売等は事前に許可が必要です。希望される方は**受付事務所**にお問い合わせください。<br>**※使用をお断りする場合**<br>・大音量を伴う活動（アンプやドラム、和太鼓や金管楽器類の演奏、宴会など）<br>・スポーツ（ただし、体操・ダンスの利用は可）<br>・過度な飲酒を伴う飲食など |
| **一時利用室（小）３室** | 32㎡ | 15人 | 101/102/103 | |

## ２．その他の施設・設備について

| 名称 | 内　容 |
|---|---|
| **貸しロッカー** | ・一時利用室の登録団体を対象に、１月あたり500円で貸し出します。**受付事務所**でお申し込みください。 |
| **印刷室** | ・コピー機（コイン式）と印刷機があります。印刷機を使用する場合は、**受付事務所**にお申し込みください。 |
| **給湯室** | ・センターの利用者用としてお使いいただけます。調理はできません。 |
| **共有スペース・廊下** | ・北館のエレベーター前に共有スペースを設けています。歓談の場としてご利用ください（長時間におよぶ作業・占用はできません）。<br>・ポスター・チラシの掲示、物品の販売等は事前に許可が必要です。希望される方は**受付事務所**にお問い合わせください。<br>・アンケートの収集や署名活動は、許可を受けた施設内で行ってください。 |

| | |
|---|---|
| フリースペース | ・105 号室はフリースペースです。短時間の休憩や交流にご利用ください。利用できる時間は、午前９時から午後６時まで。<br>なお、イベント等により利用できないこともありますので、ご了承ください。<br>・活動紹介や作品等の展示は、事前に許可が必要です。希望される団体は**受付事務所**にお問い合わせください。 |

## 3．使用区分と使用料について　（基本料金）

（単位：円）

| 施設名 | 午前<br>9:00～11:45 | 午後A<br>12:00～14:45 | 午後B<br>15:00～17:45 | 夜間<br>18:00～21:00 |
|---|---|---|---|---|
| **一時利用室（大）** | 700 | 700 | 700 | 800 |
| **一時利用室（小）** | 350 | 350 | 350 | 400 |

※　市外団体および営利団体、政治・宗教団体は上記金額の倍額、校区コミュニティ協議会および障害者団体は上記金額の半額減免となります。

**■附属設備**

| | | |
|---|---|---|
| プロジェクター | １台１回 | 1,000 円 |
| スクリーン | １台１回 | 1,000 円 |

## 4．団体登録について

施設の予約には団体登録が必要です。所定の登録申請書に代表者の住所・氏名・連絡先・構成人数・会員氏名と連絡先(４名分)などの必要事項を記入し、**受付事務所**で手続を行ってください。なお、構成員の半数以上が枚方市内在住・在学・在勤の市民である団体を市内団体として取り扱います。市外団体（枚方市内在住・在学・在勤の市民が構成員の半数に満たない団体。事務所が市外にある団体。）は、施設の予約ができないため、団体登録は不要です。

なお、登録申請書の内容に不明瞭な点がある場合は申請者等に確認を行うことがあります。

| 団体区分 | 申請時に必要なもの |
|---|---|
| ＮＰＯなどの市民活動団体 | 代表者または申請者の氏名等を確認できるもの(免許証・マイナンバーカードなど)の提示。 |
| ※校区コミュニティ協議会 | 校区コミュニティ協議会会長の住所・氏名・連絡先の記入。 |
| ※障害者団体 | ５名分の障害者（児）手帳番号と氏名を申請書裏に記入。 |

障害者団体の減免資格確認書類については、障害者（児）手帳番号及び氏名の確認が必要です。令和３年７月以降は、スマートフォンアプリ（ミライロ ID）で該当画面をご提示いただくことで本人確認を行うことも可能です。同アプリのご利用時は、以下の事項にご注意ください。

・ご自身または同行者の方が同アプリを立ち上げて、画面の提示を行ってください。
・同アプリでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を求めることがあります。
・同アプリを掲示できず、障害者手帳もお持ちでない場合は「減免不可」となります。

**登録の完了** ⇒ 申請から７日以降に登録が完了します。登録完了後、**受付事務所**で登録証の交付（ID の付与）を受けてください。有効期限は、発行の日から翌年度末までです。なお、団体登録の更新は、有効期限満了日の４ヶ月前（12 月１日）から行います。不正な申込や無断キャンセルをされた場合は、登録を取り消しする場合があります。

## ５．予約について

団体区分に応じて予約時期が異なります。また、予約は**受付事務所**での受付を優先とし、；**受付事務所**での予約終了後に施設予約システムでのインターネット予約を開始します。

※１つの利用団体が、引き続き３日を超えて使用することはできません。

**受付事務所での予約**

使用日の８週前の日（休館の場合は翌日）の午前９時 30 分から予約を受付ます。午前 10 時で締め切り、使用施設および区分が重なった場合は抽選を行います。決定した場合に「使用許可申請書」に記入し、使用許可書の交付を受けてください。

**インターネットでの予約（施設予約システム）**

受付事務所での予約終了後の当日、午後１時からインターネット予約ができます。その場合は先着順となります。

### ＜団体区分＞

**※市外団体（枚方市内在住・在学・在勤の市民が構成員の半数に満たない団体。事務所が市外にある団体。）は、施設の予約ができません。**

■使用日の**８週前**に予約ができる団体

| 団体 | 内容 |
|---|---|
| ＮＰＯ | 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）。ひらかた市民活動支援センター登録団体。非営利活動団体。ＮＧＯ団体。 |
| 校区コミュニティ協議会 | 市内の小学校区で地域活動を行う公益活動団体 |
| その他営利を目的としない団体 | 市民サークル…市民が運営するサークル、同好会。<br>※ただし、講師主体による活動及び継続的に講師を依頼する活動においては、会費（部屋代、講師交通費、材料費を除く）が生徒１人あたり１か月 3,000 円以内の団体、及び１回の講師謝金（部屋代、講師交通費、材料費を除く）が講師１人当あたり 12,000 円以内の団体であること。<br>※会費・講師謝金が上記を超える団体は営利団体等になります。（使用料は２倍になります）。<br>公益法人…社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人など。<br>同業者団体…同業種の協力的組織（〇〇士会・〇〇師会等）。中小企業による協同組合。商店会・商店街。 |

■使用日の**４週前**に予約ができる団体

| 団　体 | 内　容 |
|---|---|
| 営利団体 | 企業組織（株式会社・有限会社等）など、利益を出すことを目的としている団体で、事業を通して得た利益を出資者などに分配する団体。<br>市民サークルのうち、講師主体による活動及び講師を依頼する活動において、会費（部屋代、講師交通費、材料費を除く）が生徒１人あたり１ヶ月 3,000 円を超える団体、又は １ 回の講師謝金（部屋代、講師交通費、材料費を除く）が講師１人あたり 12,000 円を超える文化教室（学習塾等の準企業組織） |
| 政治団体 | 政治上の主義もしくは政策を推進・支持・反対することを本来の目的とする団体。特定の公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者となろうとする者を含む）を支持・反対することを本来の目的とする団体。前記の活動を主な活動として組織的かつ継続的に行う団体。選挙管理委員会に届出している団体。 |
| 宗教団体 | 宗教法人格を取得している団体。宗教法人法で定める団体。 |

※　ただし、祭事等の宗教行事または布教活動に該当するとき、専ら営利を図る活動に該当すると認められるとき等、サプリ村野ＮＰＯセンター条例７条各号のいずれかに該当する場合は使用ができません。

## ６．使用料の納付と使用許可書の発行について

施設等の使用料は、施設の使用許可を受けた際にお支払いください。なお、インターネットで予約された場合は、利用当日の使用を開始するまでに使用料をお支払いください。使用料の納付後に使用許可書を発行します。

＜支払い方法＞

**受付事務所での支払い**　現金・クレジットカード・電子マネー・QR コードを利用できます。

**オンラインでの支払い**　クレジットカードを利用できます。
※ただし、インターネットで予約された場合で基本料金での使用時のみ

## ７．使用中止と使用料の還付について

やむをえず使用を中止（取消）する場合は、施設予約システムもしくは**受付事務所**で手続きをしてください。使用日の７日前までに、使用中止の手続きをした場合のみ、使用料を返金（還付）します。その際は、**使用許可書**を持参し、**使用中止届出書**、**還付申請書**に記入してください。

**※還付について**　⇒　使用日の７日前を過ぎて使用を中止する場合は還付ができません。使用の有無に関わらず使用料をお支払いください。

## 8．施設の利用方法について

■利用開始

**受付事務所**で使用許可書を提示し、使用報告書を受け取ってください。なお、各施設は、各使用区分の開始時間前に開錠します。

■退出

退出時は、空調・照明のスイッチを切り、窓を閉め、備品等を移動した場合は元の位置に戻し、片付け等を行った上で各使用区分の終了時間までに、使用報告書を**受付事務所**に提出してください。

## 9．利用に関して

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| ごみの処理 | ・ごみは、各自でお持ち帰りください。 |
| 貴重品の管理 | ・盗難には各自注意し、貴重品は責任をもって管理してください。 |
| 部屋の退出と損害賠償 | ・備品（机･椅子等）を移動させた場合は、各時間帯の終了時間までに、必ず元の位置に戻し、後片付け（室内を汚した場合は清掃）をしてください。部屋を出る時は空調･照明のスイッチを切り、窓の施錠をしてください。<br>・鍵の貸出を行った場合には、使用後、速やかに鍵を**受付事務所**まで返却してください。<br>・各種備品･設備等を破損･損傷･滅失した場合、原形･原状に回復してください。回復できない場合は、損害を賠償していただく場合があります。 |
| 拾得物の取扱い | ・施設内で落し物･忘れ物をされた場合は、**受付事務所**までお問い合わせください。<br>・**受付事務所**に届けられた施設内の拾得物は概ね３ヶ月間、記録･保管しますが、所有者不明の場合は処分しますので、ご了承ください。但し、金銭等（経済的価値の高いもの･社会生活上紛失して影響のあるものを含む）の場合は、管内警察署（最寄の交番）へ回付します。 |
| 音量面への配慮 | ・大きな音を発する（アンプ類･ドラム･金管楽器・和太鼓等）活動の使用はできません。また、アンプ類を使用しない楽器（アコースティックギター・三味線・尺八・小唄・詩吟等）については、他室から苦情が寄せられないよう配慮することを前提条件として利用の許可を行います。 |
| 駐車場･駐輪場の利用 | ・施設の利用目的以外（買い物･営業･通勤･通学等）の駐車･駐輪は禁止します。<br>・駐車台数に限りがあるので、施設利用終了後は速やかに退出してください。自動車で来館される場合は、なるべく乗り合いでお越しください。 |
| 体操・ダンスによる利用 | ・階下から苦情が寄せられないように床面の振動に配慮してください。<br>・他室から苦情が寄せられないよう音量面に配慮してください。<br>・床面が傷つかないように、ダンスシューズはヒールにキャップをするか、底の柔らかい靴を使用してください。<br>・床がすべりやすくなっているため、ケガのないように十分注意してください。 |

| | |
|---|---|
| 災害発生時の<br>休館基準等 | ◆枚方市において、午前７時から閉館時間までに特別警報（レベル５）、危険警報（レベル４）、暴風警報が発令された場合は休室とする。ただし、サプリ村野 NPO センター全体としては特別警報が発生した場合はのみ休館とする。<br>◆枚方市において、震度５弱以上の地震が発生した場合は休室とする。ただし、サプリ村野ＮＰＯセンター全体としては震度６弱以上の地震が発生した場合のみ休館とする。<br>◆避難所・物資集積所等が開設された場合は休室とする。 |
| 災害発生時の<br>再開基準 | ●枚方市において、特別警報（レベル５）が解除され、施設の安全性や機能が確保され次第、開館する。<br>●枚方市において、午前９時までに危険警報（レベル４）が警報（レベル３）以下に、暴風警報（レベル３）が暴風注意報（レベル２）以下となった場合は、午後の区分から開室する。<br>●枚方市において、正午までに危険警報（レベル４）が警報（レベル３）以下に、暴風警報（レベル３）が暴風注意報（レベル２）以下となった場合は、午後 3 時から開室する。<br>●枚方市において、午後３時までに危険警報（レベル４）が警報（レベル３）以下に、暴風警報（レベル３）が暴風注意報（レベル２）以下となった場合は、午後 6 時から開室する。<br>●枚方市において、震度５弱以上の地震が発生後、施設の安全性や機能が確保され次第、開室する。<br>●避難所・物資集積所等が閉鎖され、機能が確保され次第、開室する。 |
| 災害発生時の<br>還付基準 | ◇枚方市において、特別警報（レベル 5）、危険警報（レベル４）警報（レベル３）が発令された場合は、その日中に開室（館）したとしても、利用を中止した場合は還付を行う。<br>◇枚方市において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、その日中に開室したとしても、利用を中止した場合は還付を行う。<br>◇避難所・物資集積所等として開設し、休室した場合は、その日中に開室したとしても、利用を中止した場合は還付を行う。 |

※同じ施設を連続使用される場合は、連続使用の終了時刻までに、使用報告書を提出してください。




京阪電鉄交野線
村野駅より徒歩 10 分、
星ヶ丘駅より徒歩 10 分

※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

■■■ 問い合わせ ■■■

枚方市立サプリ村野ＮＰＯセンター
電話　072-805-0105　　ＦＡＸ　072-805-0110
（午前９時～午後９時・毎月第４火曜休館）
枚方市村野西町５番１号